

○北九州工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI教育プログラム  
ム（応用基礎レベル）履修規則

令和8年2月17日 規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）（以下「本プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（教育目的）

第2条 本プログラムは、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成すること及び数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決するための実践的な能力を育成することを目的とする。

（履修対象者）

第3条 本プログラムの履修対象者は、本校の本科に在籍する学生とする。

（履修手続き）

第4条 本プログラムの履修手続は、授業科目の履修に係る登録手続をもって当該手続とする。

（授業科目）

第5条 本プログラムを構成する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（修了要件及び修了証書の授与）

第6条 校長は、本プログラムにおいて、第5条に定める授業科目を全て修得した者を修了者とし、修了書（別記様式）を授与する。

2 本プログラムの修了の認定は、教務委員会において行う。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和8年2月17日から施行し、令和7年度入学者から適用する。